

往療内訳表

3 月分

(患者氏名 :)

日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所
2 日	◎	施術担当 A	京都市伏見区桃山町真斉1-8-704 3.2 Km	青木 太郎 京都市左京区田中上玄京町123
4 日	◎	施術担当 A	京都市伏見区桃山町真斉1-8-704 3.2 Km	青木 太郎 京都市左京区田中上玄京町123
6 日	◎	施術担当 A	京都市伏見区桃山町真斉1-8-704 3.2 Km	青木 太郎 京都市左京区田中上玄京町123
11 日	◎	施術担当 A	京都市伏見区桃山町真斉1-8-704 3.2 Km	青木 太郎 京都市左京区田中上玄京町123
12 日	◎	施術担当 A	京都市伏見区桃山町真斉1-8-704 3.2 Km	青木 太郎 京都市左京区田中上玄京町123
13 日	◎	施術担当 A	京都市伏見区桃山町真斉1-8-704 3.2 Km	青木 太郎 京都市左京区田中上玄京町123
14 日	◎	施術担当 A	京都市伏見区桃山町真斉1-8-704	青山 昭代 京都市左京区高野竹屋町
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				

往療を必要とする理由 介護保険の要介護度 () 分かれば記載下さい

1. 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難
2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
3. その他 ()

- 注
- ・ 同上の場合は、「同上」や「//」との記載で差し支えない。
 - ・ 同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であつて、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
 - ・ 往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
 - ・ 個人情報の取り扱いには、十分注意すること。